

平成 25~29 年度  
(2013~2017)

# 釧路市社会教育推進計画

釧路市教育委員会

# 目次

## 第1章 序 論

- I 計画の目的と策定の趣旨 ..... 1
- II 計画の性格と役割 ..... 2
- III 計画の構成と期間

## 第2章 総 論

- I 基本理念 ..... 3
- II 釧路市教育のめざす姿（教育目標）
- III 計画の視点
- IV 施策の体系 ..... 4

## 第3章 各 論

### I 「共に認め合う地域社会の構築」

- 1 人権教育の推進
  - 現状と課題 ..... 5
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 6
- 2 家庭教育の充実
  - 現状と課題 ..... 7
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 8
- 3 地域教育の活性化
  - 現状と課題 ..... 9
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 10
- 4 青少年の健全育成
  - 現状と課題 ..... 11
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 12

### II 「主体的な学びの推進」

- 1 多様な学習機会の提供
  - 現状と課題 ..... 13
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 14
- 2 学習環境の充実
  - 現状と課題 ..... 15
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 16
- 3 地域に生きる学習活動の推進
  - 現状と課題 ..... 17
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 18

# 目次

## Ⅲ 「自然の共生と芸術文化の振興」

- 1 自然を生かした活動の推進  
現状と課題 …………… 19  
施策の方向・具体的な施策 …………… 20
- 2 芸術・文化活動の推進  
現状と課題 …………… 21  
施策の方向・具体的な施策 …………… 22
- 3 文化財の保護とアイヌ文化の保存・伝承  
現状と課題 …………… 23  
施策の方向・具体的な施策 …………… 24

## Ⅳ 「健全な心と身体を育む活動の推進」

- 1 スポーツ活動と通じた体力強化  
現状と課題 …………… 25  
施策の方向・具体的な施策 …………… 26
  - 2 スポーツ振興のための基盤整備  
現状と課題 …………… 27  
施策の方向・具体的な施策 …………… 28
  - 3 生涯スポーツの推進  
現状と課題 …………… 29  
施策の方向・具体的な施策 …………… 30
  - 4 競技スポーツの振興  
現状と課題 …………… 31  
施策の方向・具体的な施策 …………… 32
- 用語解説 …………… 33~35

# 釧路市社会教育推進計画

# 第1章 序 論

## I 計画の目的と策定の趣旨

近年、都市化に伴う過疎化の進行、少子高齢化による家族形態の変化、発達する情報社会やグローバル化への急激な移行等を背景に、社会情勢とともに教育環境も常に変容しています。

こうした中、新「釧路市」の誕生に伴い、平成20年4月、市民と行政が一体となった協働による社会の創造をめざし、新たな「釧路市社会教育推進計画」をスタートしました。

この間、それぞれの地域が育んできた長い歴史や文化の融和を図りながら、人々が心豊かに暮らせるよう、様々な社会教育施策に取り組んできましたが、この度、5年間の計画期間の終了に伴う新たな計画をスタートさせ、社会情勢の変化等に対応した取組を行わなければなりません。

また、次代を担う子どもたちに「生きる力」を育むとともに、学校・家庭・地域の連携強化による学校教育の充実をめざし新たに策定した「釧路市教育推進基本計画」との有機的な連動を図る必要があります。

私たちの生活が便利で豊かになる一方、「いじめ」「児童虐待」「DV」等、人権を踏みにじる行為は後を絶たず、子育てに悩む親の増加、地域を支える人材の不足や参画意識の希薄化、そして子どもたちのコミュニケーション能力や自己肯定感の低下等、多くの課題があります。

人々の生き方や暮らし方が多様化し、学びに対する意欲の向上とともに、その内容に専門性が求められるようになりましたが、専門的指導者やボランティアの不足は否めなく、その確保と育成にも努めなければなりません。

豊かな自然に恵まれた釧路市の特性を生かし、様々な取組を行っていますが、かけがえない自然や貴重な動植物の保護意識の高揚と、さらなる活用が必要となっています。また、優れた芸術・文化の振興のためには、情報の提供をいち早く行い、市民が芸術・文化にふれる機会を増やすとともに、活動の支援をさらに充実させる必要があります。

マラソンや軽スポーツに親しむ市民が増えている一方、生活習慣病の増加等、健康に不安を抱える人も多く、スポーツや健康への関心はますます高まっています。体を動かすことは子どもの成長にも大きく作用するなど、その必要性はさらに求められます。そのため、ニーズの的確な把握に努め、運動に関する基本的な知識の習得、年齢や体力に応じたスポーツ機会の充実や情報の提供のほか、安全・安心なスポーツ・レクリエーション活動のための施設整備も必要です。また、競技スポーツにおいては、全道・全国、さらには世界で活躍する選手や指導者の育成とともに、それらを支援する取組も重要であり、将来に向かい育成基盤を揺るぎないものにする必要があります。

このように、社会教育における様々な課題を解消すべく、本計画は生涯学習の観点に基づき、行政として取り組むべきことを明確化し、釧路市の社会教育を計画的・総合的に推進するために策定しました。

## Ⅱ 計画の性格と役割

この計画は、釧路市の社会教育行政推進の基本指針となるものです。

これまで揺るぎなく歩んできた教育の基礎・基盤を土台として、新たなる時代に対応できるように策定された「釧路市生涯学習推進計画(まなびすとプラン)」の基本理念を念頭に「釧路市総合計画」を具現化するものであり、5年前に策定した「釧路市社会教育推進計画」を見直し、さらに発展させたものです。

また、この計画は釧路市民を代表した釧路市社会教育委員15名を中心に策定したものであり、釧路市民意見提出手続(パブリックコメント)により、広く意見を募集するなど、多くの市民の声を反映させるようにしました。

## Ⅲ 計画の構成と期間

この計画は、急速な社会情勢の変化の中において、釧路市の社会教育を適切に推進するため、社会教育の現状と課題を踏まえ4つの基本方針を柱に構成し、施策の基本的な方向と具体的施策を示しています。

また、課題の重要性を鑑み、重点的・戦略的に取り組むことにより、既成概念にしばられることなく、それぞれ創意に満ちあふれた価値ある施策の企画、展開が可能になります。

この計画の対象期間は、平成25年度から29年度までの5ヵ年とします。

# 第2章 総論

## I 基本理念

釧路市は「釧路市生涯学習都市」ならびに「スポーツ都市」の宣言を行うなど、市民が自らの意思で、生涯にわたって様々な学習やスポーツ活動を通し、楽しさや喜びを味わい、自らの人生の目標に向かって努力し、釧路市のまちづくりに積極的に関わっていくことができる人づくりをめざしています。

### 基本理念

釧路の風土で育まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり

## II 釧路市教育のめざす姿（教育目標）

- 1 ふるさと釧路を愛し 活力あるまちに奉仕する人づくり
- 2 伝統と文化を大切にし 主体的に学びつづける人づくり
- 3 進んで人とかわり 豊かな心をはぐくむ人づくり
- 4 自然に親しみ 健康でたくましく生きる人づくり

## III 計画の視点

この計画は、社会教育の持つ現代的課題を勘案し、4つの基本方針を柱としています。

一つ目は、老若男女や年齢、障がいの有無等に関わりなく、すべての人が平等に幸せに暮らすための施策や、家庭・地域教育の充実と活性化、青少年の健全育成の施策から成っています。二つ目は、市民のだれもが、いつでも、どこでも、自由に学習し、その成果が活かせる、主体的な学びに関する施策が示されています。三つ目は、豊かな自然を生かした活動や、風土を生かした芸術文化の推進等の施策が示されています。四つ目は、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康と体力を向上させるとともに、競技スポーツの振興と、そのための環境整備等の施策から成っており、それぞれの現状と課題を踏まえた上で、釧路市の社会教育が進むべき方向性を定めています。

IV 施策の体系

基本方針	基本方策	施策の方向
I 共に認め合う地域社会の構築	1 人権教育の推進	(1) 人権尊重を推進する体制の確立 (2) 互いを認め合う学習活動の推進
	2 家庭教育の充実	(1) 親の学習機会の拡充 (2) 子育て支援の体制づくり
	3 地域教育の活性化	(1) 地域ネットワークの強化 (2) 地域活動のリーダー養成と活用 (3) 地域が子どもを育てる取組
	4 青少年の健全育成	(1) 体験学習機会の充実 (2) 多様な活動に参画する子どもの育成 (3) 青少年リーダーの育成 (4) 非行等の未然防止
II 主体的な学びの推進	1 多様な学習機会の提供	(1) ニーズにあった学習内容の充実 (2) 魅力ある講座の展開
	2 学習環境の充実	(1) 生涯学習に関する情報提供の充実 (2) 施設・環境の整備
	3 地域に生きる学習活動の推進	(1) 人材発掘とその育成 (2) 学びの成果を活かせる場の提供
III 自然との共生と芸術文化の振興	1 自然を生かした活動の推進	(1) 豊かな自然環境の保護と啓発 (2) 多様な自然体験・学習機会の充実
	2 芸術・文化活動の推進	(1) 芸術鑑賞機会の充実 (2) 多様な文化活動の推進 (3) 地域・郷土文化の発展
	3 文化財の保護と アイヌ文化の保存・継承	(1) 文化財に関する学習機会や情報の提供 (2) 文化財の保護と調査・研究 (3) アイヌ文化の保存と継承
IV 健全な心と身体を育む活動の推進	1 スポーツ活動を通じた体力強化	(1) スポーツに関する情報提供の充実 (2) 学習機会と相談体制の充実 (3) 健康維持と体力向上の取組
	2 スポーツ振興のための基盤整備	(1) スポーツ施設の充実 (2) 指導者の養成とボランティアの確保
	3 生涯スポーツの推進	(1) 参加機会の充実 (2) 地域スポーツ活動の活性化 (3) 特色あるスポーツ活動の推進
	4 競技スポーツの振興	(1) 競技力の向上 (2) スポーツ少年団の育成 (3) 競技スポーツ活動への支援



# 第3章 各論

## I 共に認め合う地域社会の構築

### 1 人権教育の推進

#### 現状と課題

私たちに保障される基本的人権は、将来にわたって侵すことのできない永久の権利です。その基本的人権が保障される社会を実現するためには、互いの人権を尊重することはもちろん、人権を踏みにじる行為を互いにけん制し、決して許さないという気運を高める必要があります。

しかしながら、現在の社会では「いじめ」「DV※」「児童虐待」等、人権を踏みにじる事例や、そこから発展する事件・事故が各地で発生し、後を絶たない状況です。

そのため、人権を踏みにじる行為の根絶に向けた取組や、家庭・地域・学校・職場等のあらゆる分野で、性別・年齢・障がいの有無に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる環境の形成が必要です。

また、「社会を明るくする運動※」等の人権意識を高める取組を通して、犯罪や非行のない、明るく住みよいまちをつくる必要があります。

互いを認め合い、支え合う社会にするためには、インクルーシブ教育※をはじめとするノーマライゼーション※の理念のもと、障がい者や高齢者の社会的不利を受けやすい人たちが、必要な支援のもと自立した生活や活動ができる取組が必要です。

さらに、発達障がい※を含め、障がいに対する正しい理解を伝えるための取組や、悩みを抱える当事者・家族の相談体制の支援、互いを認め合う学習活動の取組、人権尊重を推進する体制の確立等に努める必要があります。

本市の男女平等参画の推進においては、市民の意識の醸成と全市あげての取組となるよう、平成23年4月に「釧路市男女平等参画推進条例※」を施行しており、さらに今後も所管部局や関係機関・団体と連携を図りながら、社会教育が担う様々な取組を行う必要があります。

施策の方向

具体的な施策

(1) 人権尊重を推進する  
体制の確立

- ア 関係機関との連携により、「いじめ」「DV」「児童虐待」等の人権を踏みにじる行為を絶対に許さない、という意識が根付く取組を進めます
- イ 人権に関する学習会や講座の実施等により、性別、年齢、障がいの有無等で差別のない、だれもが参画できる平等な社会づくりのための取組を行います
- ウ 「社会を明るくする運動」等、関係機関と連携し、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深める取組を行います

(2) 互いを認め合う  
学習活動の推進

- ア ノーマライゼーションの理念に基づく社会教育活動の推進に努めます
- イ 発達障がいについての理解を深めるとともに、悩みを抱える当事者や家族の相談体制の充実、様々な情報の発信に努めます
- ウ 男女平等参画の視点に立った家庭・地域教育※の推進、学習機会や情報の提供等、男女平等の意識を高める取組を行います

# 第3章 各論

## I 共に認め合う地域社会の構築

### 2 家庭教育の充実

#### 現状と課題

よりよい地域社会を構築するためには、地域や家庭の教育力の高まりが必要です。特に、家庭教育は、様々な教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して、人間形成の基礎や「生きる力」が身につきます。しかしながら、核家族化の進行やひとり親家庭の増加等、現在の家庭や家族の形態が変容する中、子育てをひとりで悩み、閉塞感を抱き孤立する家庭も少なくありません。

また、子どもが健やかに成長するためには、十分な栄養や睡眠、適切な運動が大切です。しかしながら、近年、成長期の子どもにとって最も重要な基本的生活習慣が乱れており、こうした問題が学習意欲や体力の低下につながっているとも言われています。

このように、子育てを家庭のみで行うのは困難な時代となっているため、地域・学校との連携を深め、地域全体で子育て家庭を見守る体制づくりが必要です。

また、子育てに関する不安感の解消や、子育ての方法を知りたいというニーズが多いことから、夫婦で参加できる講座をはじめ、親子で参加できる講座、父親の子育て参加のための講座開催等、参加しやすい学習機会を提供する必要があります。

本市では、子育てに関する不安や悩みを抱える親を支援するため、子育て支援センターや児童館母親クラブ等において、様々な取組を行ってきましたが、今後も、子育て家庭を孤立させない取組として、関係部署との連携のもと、子育てに関する様々な情報の発信とともに、相談場所の確保も必要です。

施策の方向

具体的な施策

(1) 親の学習機会の拡充

- ア 釧路市PTA連合会等の関係組織と連携し、家庭や子育てのあり方について学ぶ機会となる研修会や講座等を開催します
- イ 親子がふれあえる機会の提供として、親子で参加できる体験型学習や子育ての楽しさが体験できる講座の充実に努めます
- ウ 父親の子育てに参画する意識の向上をめざし、各種学習会や講座を開催します

(2) 子育て支援の体制づくり

- ア ホームページや「広報くしろ」等により、子育てサークルの活動や、講座・学習会等の情報を提供します
- イ 地域の身近な環境の中で、子育てに関する相談の場の確保や、情報交換ができるネットワークづくりを進めます

# 第3章 各論

## I 共に認め合う地域社会の構築

### 3 地域教育の活性化

#### 現状と課題

都市化や核家族化等の社会環境の急激な変化は、地域に様々な課題を与えています。特に、町内会や子ども会等、地域の組織においては、運営に関わる方々の高齢化が進む一方、若い世代の参画意識の低下により、次代の担い手や、地域のリーダーが育たないなどの問題を抱えています。

また、子どもが巻き込まれる事故や事件、高齢者の孤立死等、地域住民相互の支え合いや見守り等、地域コミュニティ※の機能向上によって防げる問題は多くありますが、家庭や地域教育力の低下が叫ばれているなか、問題解決には至っていない状況です。

さらに、人間形成において必要な社会性やストレス耐性能力は、子どもたちが生活する地域や集団の中で学び育まれていくものですが、この役割を地域のみを求めるのは大変難しい時代でもあります。

将来にわたり地域を支えていくのは人であり、一人一人の豊かな個性や能力が存分に発揮されることは、地域の活性化や子育て力を向上する上で重要な意味を持っています。

そのため、本市のこれまでの取組を持続的に発展させるとともに、地域・家庭・学校の連携をさらに密にし、地域コミュニティ確立のための地域内外ネットワークを強化する必要があります。

また、地域のリーダーやボランティアの発掘と育成等、地域が活性化するための人づくりや、人材情報の収集と提供が重要です。

さらに、地域全体で子どもを育てる体制を整えるとともに、子どもが安全・安心に暮らせる環境づくりも必要です。

施策の方向	具体的な施策
(1) 地域ネットワークの強化	<p>ア 地域・家庭・学校が連携した地域コミュニティづくりと、教育力の向上に努めます</p> <p>イ 町内会や子ども会等、関係団体相互の連携を深め、地域の活性化に努めます</p>
(2) 地域活動のリーダー養成と活用	<p>ア 地域活動の活性化を図るため、リーダーやボランティアを発掘・養成するとともに、活躍の場の確保と機会の充実に努めます</p> <p>イ 「学校支援ボランティア※」「生涯学習人材バンク※」等により、地域のリーダーやボランティアの活用を図ります</p>
(3) 地域が子どもを育てる取組	<p>ア あいさつ運動や声かけ運動等、子どもが安全・安心に暮らせるよう、地域全体で子どもを見守る体制を整えます</p> <p>イ 企業や各種施設等と連携を図り、釧路市全体で子どもを育て見守る体制を整えます</p>

# 第3章 各論

## I 共に認め合う地域社会の構築

### 4 青少年の健全育成

#### 現状と課題

インターネットや携帯電話の急速な普及等、情報化社会が加速的な勢いで進展する一方、人間関係の希薄化やコミュニケーション能力の低下等、青少年の意識や行動に様々な影響が及んでいます。

これらを背景に、青少年の非行や犯罪、いじめ、不登校、有害情報の氾濫等、青少年を取り巻く環境は憂慮すべき状況です。

青少年の健全育成に対する考え方や捉え方は、時代とともに変容しますが、子どもたち一人一人が心身ともに豊かに成長し、いのちを大切にすする心や思いやりの心を持つ倫理観、規範意識等、豊かな人間性や社会性を育むことが重要とされています。

このため、学校における道徳教育の充実に加え、地域においては、ボランティア体験や自然・社会体験、郷土学習等の活動を通し、自己肯定感を高めるとともに、社会の一員としての協調性・自主性・社会性を身につける活動を推進する必要があります。

さらに、未来を担う青少年が、健やかに成長できるよう、非行防止や非行の深化を抑止するための補導活動はもとより、学校生活や家庭生活等で様々な問題を抱える青少年や、その保護者への支援活動として、これまでも進めてきた「釧路市ファミリーサポート事業※」の充実が必要です。

非行等の未然防止として、あらゆる媒体による情報提供や、きめ細やかな相談・指導体制の整備等の効果的な取組により、釧路市の子どもたちが将来に向かい夢を持てるよう、青少年の健全育成に努める必要があります。

施策の方向

具体的な施策

(1) 体験学習機会の充実

- ア 子どもたちの「生きる力」を育むため、自然体験・生活体験・社会体験等の体験学習機会の充実に努めます
- イ 不登校等の問題を抱える子どもたちが、自然体験や集団生活等を通じ、人間関係や社会的スキルを学べる場を提供します

(2) 多様な活動に参画する  
子どもの育成

- ア 釧路の歴史や文化、自然にふれる研修会や学習会等、子どもたちが郷土の誇りを醸成する活動を行います
- イ 他都市の子どもたちとの文化・スポーツ交流等、互いの郷土の理解を深めるための活動機会を提供します
- ウ 釧路の子どもたちによるフォーラムや学習会等、全市的な取組を進めます

(3) 青少年リーダーの育成

- ア 将来的な地域活動のリーダーを育成するため、青少年による学習会や研修会等を実施します
- イ 青少年のボランティア活動や社会参加活動を促進するため、青少年が活躍できる場の確保に努めます

(4) 非行等の未然防止

- ア 関係機関・団体と連携を深めながら、子どもたちへの的確な助言・指導等を行うなど、非行等の未然防止の取組を進めます
- イ ホームページ等の様々な媒体を通じ、非行等を未然に防ぐための情報提供と啓発に努めます
- ウ 「釧路市ファミリーサポート事業」等、悩みや問題を抱える子どもや親への相談・指導体制の充実に努めます



# 第3章 各論

## Ⅱ 主体的な学びの推進

### 1 多様な学習機会の提供

#### 現状と課題

グローバル化※や情報化等の進展により、人々の価値観や行動様式が変容し、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさを求める時代へと変化しています。

また、日常生活を充実させるため、自発的な活動に生きがいを持つ人が増えており、生涯学習においても「多様なスキル」を身につけたいという要望や、「レベルの高い内容」を学びたいという、主体的な学習活動への意欲が高まっています。

本市においては、「生涯学習都市宣言」を受けて策定した「生涯学習推進計画（まなびすと・くしろプラン）※」を柱として、生涯学習推進体制の確立や、社会教育施設の計画的な整備、「生涯学習人材バンク」の実施等により、市民が生涯にわたり学習できるよう、その支援に努めてきました。

また、平成21年には「釧路市図書館基本計画※」を策定し、地域の情報拠点としての機能強化と、市民とともに育む豊かな図書館活動の実現に向け、様々な施策を推進しています。

今後も、だれもが、いつでも、どこでも、生涯にわたっていきいきと学習できる環境を維持するため、釧路市生涯学習センター「まなぼつと幣舞」や釧路市交流プラザさいわい、市立釧路図書館等、社会教育施設相互の連携と、それぞれの施設の機能を一層充実させる必要があります。

さらに、参加しやすい魅力ある講座の開催や、豊かな読書活動を推進するため、市民ニーズを的確に把握するとともに、各種相談体制の整備に努める必要があります。

施策の方向

具体的な施策

(1) ニーズにあった学習内容の充実

- ア 多くの市民が、興味・関心を持って参加できる内容の講演会やイベントを開催します
- イ 釧路を訪れる外国人との交流を図るため、外国語やその国の文化等を知る講座や教室を開催します
- ウ 市立釧路図書館と学校等、関係機関の連携による図書貸し出し等により、豊かな読書活動と多様な学習活動を推進します
- エ 夏休みや冬休み等における学習活動として、多くの子どもたちが興味・関心を持って参加できる講座の開発に努めます
- オ 市民ニーズに対応するため、社会教育施設が持つ様々な機能を活かした学習の機会を提供します

(2) 魅力ある講座の展開

- ア 年齢や障がいの有無に関わらず、多くの市民が教養や趣味的分野を広げられる講座や教室を開催します
- イ シニア世代の人たちが、生きがいや次の目標を見つけられる講座や教室を開催します
- ウ 知識を深化させるため、より専門的な内容の講座や教室を開催します
- エ 釧路の歴史や文化・自然・産業等を学べる内容の講座を開催します
- オ だれもが楽しく気軽に参加できる体験型の講座や教室を開催します

# 第3章 各論

## Ⅱ 主体的な学びの推進

### 2 学習環境の充実

#### 現状と課題

人々の生き方や暮らし方が多様化し、様々な価値観が社会に受け入れられるようになりました。毎日をいきいきと過ごしたいという意欲の向上にあわせ、技能の習得や高度な内容を学びたいという要望も高まっています。

市民の自発的な活動を支援するため、本市では「広報くしろ」やホームページ等、様々な媒体による情報提供を行っています。

特に、定期的に活動しているサークルや教室等を紹介する「生涯学習ハンドブック」の作成により、これから何かを学びたいという市民への情報提供にも努めています。

また、全ての市民が安全・安心に施設を利用できるよう、老朽化が進む既存施設を段階的に整備してきました。

今後も、市民の要望を的確にとらえ、ニーズに合った学習内容に工夫を重ねるとともに、タイムリーな情報を様々な媒体を活用し、いち早く提供する必要があります。

また、老朽化した社会教育施設においては、今後も計画的に整備を進め、全ての学習者が安全・安心に活動できる快適な施設の環境を整えることが必要です。

施策の方向	具体的な施策
<p>(1) 生涯学習に関する 情報提供の充実</p>	<p>ア ホームページや「生涯学習ハンドブック」により、各施設の講座やイベント、目的にあった学習内容等、最新の情報を提供します</p> <p>イ 生涯学習アドバイザーの配置により、生涯学習に関する相談が気軽にできる体制を整えます</p> <p>ウ 講座終了後のアンケート実施等、新たな市民ニーズの把握に努めるとともに、多様な媒体による最新の生涯学習情報を提供します</p>
<p>(2) 施設・環境の整備</p>	<p>ア だれもが、いつでも、どこでも、安全・安心に学習できる社会教育施設をめざし、計画的に整備を進めます</p> <p>イ 市立釧路図書館を核とする図書館関係施設の地域における情報拠点としての機能強化をめざし、資料やレファレンス※の充実を図るなど、学習環境の整備を進めます</p>

# 第3章 各論

## Ⅱ 主体的な学びの推進

### 3 地域に生きる学習活動の推進

#### 現状と課題

本市では、講座や講演会・発表会等、多岐にわたる学習活動が行われています。

しかしながら、学んだことを活かす場が限られ、個としての学びで終わるものが多く、市全体の生涯学習の活力に結びついていない面があることは否めません。

また、市民と行政がそれぞれ担ってきた役割分担を見直し、地域住民が自ら様々な課題を解決するなど、自立した地域コミュニティの形成が求められています。

さらに、自己肯定感※や規範意識の低下が問題視されている中、学習経験が地域社会に還元され、学習の輪が形成されることで、学習者自身の自己肯定感が高まるとともに、地域に生きる学習活動が進められることが期待されます。

今後は、個人の教養を高めるためだけの学習に留まらず、その学習の成果が地域において循環的につながられるシステムづくりが重要です。

また、芸術・文化部門においても、成果の発表だけではなく、身についた技能を人々に伝える場の確保が必要です。

さらに、自立した地域コミュニティの形成には、生涯学習の果たすべき役割は大きく、中でも、豊富な知識とリーダーとしての資質を持つ人材の発掘と育成が必要です。

施策の方向

具体的な施策

(1) 人材発掘とその育成

- ア 専門的指導者等、ボランティアを育成するための講座を開催します
- イ 釧路市こども遊学館等の社会教育施設と教育機関が連携を図り、学習活動支援のための担い手を育てる取組を進めます

(2) 学びの成果を活かせる場の提供

- ア 自身の趣味・特技、学習成果を発表できる場や、学習者同士が交流できる場の確保に努めます
- イ 講座や学習会等で身につけた学習成果を、ボランティア活動や地域貢献活動として実践できる場を提供します

# 第3章 各論

## Ⅲ 自然との共生と芸術文化の振興

### 1 自然を生かした活動の推進

#### 現状と課題

自然からの恵みは人々の暮らしや営みを支え、自然とのふれあいは感動や安らぎを与えます。自然に対して理解を深め、人と自然の関わりを学ぶことは、持続可能な社会の創造においても大変重要なことです。

釧路市は、太平洋と阿寒の山々に抱かれ「釧路湿原」と「阿寒」の二つの国立公園を持つ、とても豊かな自然に囲まれたまちです。さらには、特別天然記念物「タンチョウ」「阿寒湖のマリモ」等、多くの希少野生動植物が生息する広範な土地を有しています。

本市では、釧路市動物園や釧路市立博物館等が中核となり、動植物とのふれあいによる「いのち」の教育や、自然を活用した多種多様な学習プログラムの開発をはじめとした、学習機会の提供や情報発信を行っています。

特に、平成23年3月の「動物園基本計画※」の策定に続き、平成24年2月には「マリモ保護管理計画※」を策定するなど、めざすべき目標と基本方針のもと、様々な取組が進められています。

今後も、自然を生かした活動や学習を行うため、釧路市の豊かな自然環境の保護と啓発がさらに必要とされています。

そのため、希少動植物の「タンチョウ」「マリモ」「ヒブナ」「キタサンショウウオ」等の保護と生息環境の保全・再生のため、国内外の関係機関との共同研究や学術交流等の取組をはじめ、絶滅のおそれがある種の保護増殖や管理施策をさらに推進する必要があります。

また、釧路の豊かな自然の大切さを市民一人一人が理解した上で、保護・保全の必要性を認識するための取組として、動植物とのふれあいによる「いのち」の大切さを知る学習や、釧路の特色ある豊かな自然を生かした学習の機会を拡充する必要があります。

さらに、釧路市が自然保護の先導的役割を果たす都市として、国内はもとより、世界に発信できる体制づくりと取組も必要です。

**施策の方向**

**具体的な施策**

(1) 豊かな自然環境の保護と啓発

- ア 釧路がもつ豊かな自然や動植物の現状・課題等の情報を内外へ広く発信し、自然環境の保護意識を醸成します
- イ 市民が自然に関してより理解を深めるため、ホームページや「広報くしろ」等により、自然の活用方法やその効果を紹介します
- ウ 国内外の関係機関との学術交流等を通して、希少動植物の種の保存や保護増殖に取り組みます

(2) 多様な自然体験・学習機会の充実

- ア 身近な自然とのふれあいを通じた、様々な学習機会と内容の充実を図ります
- イ 自然や生きものと直接ふれあい、その関わり方や「いのち」の大切さを知るなど、他を思いやる「心の教育」を推進します
- ウ 釧路の特色ある風土や気候を生かした自然体験学習を提供します
- エ 自然の美しさ、厳しさ、素晴らしさを体験できる学習機会を提供します
- オ 自然体験の専門的指導者や施設ガイド等のボランティアの確保に努めます



# 第3章 各論

## Ⅲ 自然との共生と芸術文化の振興

### 2 芸術・文化活動の推進

#### 現状と課題

現代社会においては、余暇時間の増大、生活水準の向上、価値観や生活様式の多様化等に伴い、心の豊かさや生活への潤いを求める意識がめばえ、市民の芸術・文化への関心が高まっています。

芸術・文化にふれることは、人々に感動を与え、情緒と感性が磨かれるとともに、生きる喜びをもたらします。また、地域への愛着も生まれ、地域社会の活性化をはじめ、地域の特性を生かした豊かな文化の創造に発展することが期待できます。

本市では、釧路市生涯学習センター「まなぼつと幣舞」や釧路市民文化会館をはじめ、阿寒町公民館、音別町文化会館等、様々な社会教育施設が、市民の芸術・文化活動の拠点施設として、その振興に大きな役割を果たしています。

さらに、釧路市立美術館や北海道立釧路芸術館は、芸術の中核施設として、優れた様々な作品の展覧会を開催しています。また、芸術に関する興味関心を高めるための教育普及事業を行うなど、文化や教育の発展に大きく寄与し、芸術の推進とその水準の向上に努めています。

今後、市民が活発に芸術・文化活動を行うために、鑑賞機会の充実はもとより、各施設の情報をいち早く提供するなど、芸術・文化活動にふれる機会や環境を一層整える必要があります。また、芸術・文化活動への支援を充実させ、だれもが気軽に参加できる体制づくりが必要です。

さらに、優れた芸術・文化を創造していくためには、芸術に関する指導者の養成や、その担い手となる人材を発掘・育成する取組が必要です。また、各地域の歴史や風土を反映した郷土芸能や、地域に根差した特色ある芸術・文化活動をさらに発展させ、将来にわたって継承する取組を行う必要があります。

施策の方向	具体的な施策
(1) 芸術鑑賞機会の充実	<p>ア ホームページや「広報くしろ」等により、芸術鑑賞に関する情報を広く発信します</p> <p>イ 市民の芸術文化の向上を図るため、広範な芸術を鑑賞できる機会の提供や支援を行います</p>
(2) 多様な文化活動の推進	<p>ア 市民の自主的な活動を支援し、成果発表や参加できる場の拡充に努めます</p> <p>イ 地域や学校等と連携を図り、子どもたちの芸術文化にふれる機会や芸術活動への参加を促進します</p>
(3) 地域・郷土文化の発展	<p>ア 地域芸能等、郷土の芸術・文化の保存・伝承の取組を行います</p> <p>イ 地元芸術家や郷土作家、芸術文化団体等の創作活動の支援や顕彰を行います</p> <p>ウ 郷土文学の発展のため、郷土文学作家の作品や資料の収集・保存・公開を行います</p>

# 第3章 各論

## Ⅲ 自然との共生と芸術文化の振興

### 3 文化財の保護とアイヌ文化の保存・継承

#### 現状と課題

文化財は、釧路市の自然や風土、長い歴史の中で生まれ育ち、今日まで守り伝えられてきた、かけがえのない財産です。

国指定特別天然記念物「タンチョウ」「阿寒湖のマリモ」、国指定史跡「北斗遺跡」、重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」等、多種多様な有形・無形文化財は、歴史や文化の軌跡を正しく理解する上で欠かすことのできないものです。

本市では、これらの重要文化財に関し、市民が親しみを持ち、身近に活用できるよう、調査・研究と保存に努めています。

文化財に関する情報は、ホームページやリーフレット等、様々な媒体により提供しています。さらに、本市の歴史や文化をひも解く貴重な地域史料については、デジタルデータ化により永続的な保存に取り組んでいます。

また、北海道に古くから住むアイヌ民族の歴史と文化に関しては、その理解の促進をはじめ、豊かで優れた伝統芸能や儀式等の伝承活動を支援し、アイヌ文化の保存・伝承に努めてきましたが、現在はアイヌの人々の高齢化や後継者の不足が生じています。

さらに、文化財・地域史料に関しては、市民の保護意識の定着が充分とは言えず、文化財保護活動を活性化し、その意識を向上させる取組が必要とされています。

今後は、文化財・地域史料の調査・研究と保存はもちろん、市民が身近で親しみやすく、研究心を持って取り組むことができる活用方法をより工夫する必要があります。

また、アイヌ文化の保存振興を図るため、伝承活動のさらなる支援や、アイヌ語の学習機会を拡充するなど、種々の普及策を推進することが必要です。

施策の方向	具体的な施策
(1) 文化財に関する学習機会や情報の提供	<p>ア 地域や学校において、文化財について興味・関心を持ち、学習できる機会の充実を図ります</p> <p>イ 市民が日常生活を通じて、文化財に親しみ、理解を深める活動の支援と情報の提供に努めます</p>
(2) 文化財の保護と調査・研究	<p>ア 文化財となっている希少動植物の増殖や、野生復帰を進めるための調査・研究を行い、その成果の公表および情報の発信に努めます</p> <p>イ 市民と協働して行う文化財調査等を通じ、遺跡・史跡の整備・保存や活用について、意識の醸成を図ります</p> <p>ウ 釧路市の貴重な文化財を自然災害等から守るため、関係機関との連携によりその保全に努めます</p>
(3) アイヌ文化の保存と継承	<p>ア 「アイヌ古式舞踊」等、アイヌ民族の伝統芸能の保存・継承のため、伝承活動を支援します</p> <p>イ アイヌ語やムックリの創作活動等、アイヌ民族の歴史・文化への理解を深めるための学習機会の拡充に努めます</p>

# 第3章 各論

## IV 健全な心と身体を育む活動の推進

### 1 スポーツ活動を通じた体力強化

#### 現状と課題

現在、急速な都市化や生活の便利さ、情報社会へ対応した労働環境の急激な変化を要因に、人々の慢性的な運動不足やストレスの蓄積、生活習慣病※の増加等、健康に不安を抱える人が増えており、大きな問題となっています。

また、本格的な高齢社会の到来やそれに伴う医療費の高騰、子どもの基本的な生活習慣の乱れやスポーツ離れ等の問題が山積する中、多くの人々がスポーツやレクリエーションの必要性を感じていますが、その取り組み方がわからない人も少なくありません。

本市では、市民が体を動かす楽しさや爽快感を持ち、気軽にだれでも参加できる機会を提供するため、体育協会等の関係機関と連携強化を図るとともに、ホームページや「広報くしろ」「生涯学習ハンドブック」等により、スポーツ・レクリエーションに関する講座や教室の情報提供に努めています。

今後は、スポーツ医・科学に基づくトレーニング方法等の情報発信やスポーツに関する相談体制等、市民一人一人が日常生活において、心身ともに健康に過ごす意識をより高め、自身の身体の状態を把握し、主体的・継続的に取り組める環境の整備を進めることが必要です。

また、運動に関する基礎的な知識の習得のため、これからスポーツ・レクリエーションを始めようとする人たちはもちろん、子どもから大人まで、だれもが興味関心を持てる内容の講座や教室を開催する必要があります。

施策の方向	具体的な施策
<p>(1) スポーツに関する 情報提供の充実</p>	<p>ア 各種施設の利用状況や講座・イベントの開催等、ホームページや「広報くしろ」等で最新の情報を提供します</p> <p>イ 年齢や体力に応じた、スポーツ医・科学に基づくトレーニング方法等の情報を発信します</p>
<p>(2) 学習機会と相談体制の充実</p>	<p>ア 運動に関する基礎技術や知識を習得できる講座・教室を開催するなど、活動機会の充実に努めます</p> <p>イ 運動に関する相談サービス等、市民の多様なニーズに対応できる体制を整えます</p>
<p>(3) 健康維持と体力向上の取組</p>	<p>ア 体力測定の実施等、市民が日常の生活習慣をふりかえられる機会の拡充を図ります</p> <p>イ だれもが気軽に参加できる基礎的な運動講座・教室等を開催し、個々の運動能力の向上を図ります</p>

# 第3章 各論

## IV 健全な心と身体を育む活動の推進

### 2 スポーツ振興のための基盤整備

#### 現状と課題

市民の余暇時間の増大やライフスタイルの変化により、健康志向やスポーツ・レクリエーションに対する意識とともに、多種多様なスポーツ活動機会や環境整備への関心が高まってきました。

本市はこれまで、各種スポーツ団体・サークル活動の支援をはじめ、小中学校の体育館・グラウンド開放事業、さらには市民のスポーツ活動の拡大を図るため、各種スポーツ施設の整備を段階的に進めてきました。また、各スポーツ施設におけるAED※の設置や、指導者の救急救命講習会の受講等、施設利用者の不測の事態に対応する救急体制を整えています。

しかしながら、既存施設の年数経過に伴い、補修・改修を要する箇所増加や機器更新等の課題が顕在化しています。

また、スポーツ活動が活性化する一方、専門的な指導者やボランティアの不足が生じています。特に、競技スポーツの振興には、質の高い指導者の確保が必要ですが、今もって勝利至上主義や選手間格差等の問題を抱えるチームも少なくありません。

今後は、市民が安全で快適にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、施設の計画的な整備と危機管理体制を一層充実させるとともに、全道・全国・国際大会等、大規模な大会が開催できる環境の整備が必要です。

また、地域スポーツや競技スポーツの活動をさらに推進するため、専門的指導者の養成や各種大会の運営に関わるボランティアの確保が必要です。

**施策の方向**

**具体的な施策**

(1) スポーツ施設の充実

- ア 既存スポーツ施設の整備改修を計画的に進め、安全で快適な施設の充実に努めます
- イ 地域におけるスポーツ活動の拠点として、小中学校の体育館・グラウンドの有効活用を図ります
- ウ スポーツ活動時の不測の事態に備え、施設における救急体制の整備に努めます

(2) 指導者の養成とボランティアの確保

- ア 地域での身近なスポーツ活動を推進するための指導者の養成を図ります
- イ 適正なスポーツ倫理を身につけた専門的指導者の養成を図るため、関係団体と連携し、各種研修会や講演会等の開催を促進します
- ウ 市民ボランティアの協力によるスポーツ大会を開催するため、関係団体との連携を強化します



# 第3章 各論

## IV 健全な心と身体を育む活動の推進

### 3 生涯スポーツの推進

#### 現状と課題

本市は、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ楽しむことができる、スポーツによるまちづくりを推進してきました。

これまで、各種スポーツ施設の整備や市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供するため、関係機関との連携を強化しながら、各種教室の開催や学校体育施設の開放等、積極的な取組が行われてきました。

しかしながら、情報化の進展、生活の利便化等による生活環境の変化は、市民の身体活動を減少させ、体力低下や精神的なストレスを増大させるなど、心身に大きな影響を与えています。

また、生活習慣病の増加や長寿化に伴い、市民一人一人が自身の健康問題を主体的にとらえ、従来にも増した健康志向や健康寿命※の延伸等への意識が高まっています。

さらに、市民の意識や価値観は、生活の質※の向上等、心の豊かさを求める傾向が高まってきています。また、個人のライフスタイルが多様化・個性化するに伴い、子どもから高齢者まで、スポーツ・レクリエーションに親しむ意識の変化も顕著に見られるようになりました。

今後は、市民のだれもが生涯にわたって、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会の提供や、年齢や体力にあわせて、だれもができるニュースポーツの開発と普及に努めることが必要です。

また、健康維持とゆとりある人生につながる地域活動の充実のため、地域住民のスポーツ活動の拠点となる「総合型地域スポーツクラブ※」の組織化を促進するとともに、釧路の風土を活かした特色あるスポーツ活動を推進することが必要です。

施策の方向	具体的な施策
(1) 参加機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア スポーツへの参加機会の拡充を図るため、初心者が興味・関心を持てる教室を開催します</li> <li>イ 体を動かす楽しさや爽快感を実感し、継続してスポーツに取り組む機会を提供します</li> <li>ウ 釧路湿原マラソン等、気軽に参加できるイベントの内容充実を努めます</li> <li>エ 高齢者や障がい者が安心して参加できるスポーツの機会と場の確保に努めます</li> </ul>
(2) 地域スポーツ活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域での身近なスポーツ活動として、あらゆる年齢層が多種目のスポーツを楽しめる総合型地域スポーツクラブの推進に努めます</li> <li>イ 市民親善ソフトバレーボール大会や軽スポーツ大会等、地域間や参加者同士の交流を深める場の提供に努めます</li> <li>ウ 親子で参加できる教室や、異世代が交流できる内容のイベントを開催するなど、スポーツへの参加機会の拡充を図ります</li> </ul>
(3) 特色あるスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 釧路の風土と気候を活かした、特色あるスポーツ活動を推進します</li> <li>イ 生涯スポーツの活性化を図るため、だれでも気軽に参加できる軽スポーツやニュースポーツ※の普及・開発に努めます</li> </ul>

# 第3章 各論

## IV 健全な心と身体を育む活動の推進

### 4 競技スポーツの振興

#### 現状と課題

地元出身のスポーツ選手が、全国レベルの大会や国際大会で活躍することは、市民に夢と感動を与えるばかりでなく、子どもたちの興味や憧れを助長し、スポーツ活動への参加意欲の高揚、さらには競技力の向上へとつながります。

本市は、「氷都くしろ」や中学校アイスホッケーの聖地（メッカ）をめざし、全日本少年アイスホッケー大会のほか、幼児期から参加できるスケート教室を開催するなど、風土を活かしたスポーツの推進と競技力向上のための取組を積極的に行っています。

また、各種のスポーツ少年団活動を奨励し、団員同士の交流を深める事業や指導者・リーダーの養成等を実施しています。

さらに、全道・全国・国際大会へ出場する小中高校選手への派遣助成や友好都市とのスポーツ交流事業の開催、スポーツ合宿の誘致、トップアスリートによる直接指導等、競技スポーツの振興と競技水準の向上に努めています。

しかしながら、学校を中心に行われている本市の競技スポーツは、少子化の影響や生活習慣の多様化、さらには競争心・闘争心の低下等、競技人口の減少が顕著であり、体制を維持できない学校や少年団が増えています。

今後は、スポーツ少年団の育成・支援に努めるとともに、競技人口の全体的な拡大と技術力の向上や、全国レベルで活躍できる選手を育てるための育成システムの確立が必要です。

施策の方向

具体的な施策

(1) 競技力の向上

- ア 全道・全国・国際大会等で活躍する選手を育成するため、幼少時から計画的な専門的指導を受けられる環境を整え、競技力の向上を図ります
- イ 全道・全国・国際大会等で活躍する選手を育成するため、各競技の大会を積極的に開催し、競技力の向上を図ります
- ウ 地元優秀スポーツ選手の顕彰を行い、競技スポーツの意識の向上に努めます

(2) スポーツ少年団の育成

- ア 地域や学校に働きかけるなど、スポーツ少年団や団員を増やす取組を行います
- イ スポーツ少年団の活性化を図るため、スポーツ少年団員同士の交流を深める様々な事業を展開します

(3) 競技スポーツ活動への支援

- ア 全道・全国・国際大会やスポーツ合宿等を積極的に誘致し、地元選手の競技力向上を図ります
- イ 全道・全国・国際大会に出場する小中高校生選手に対し派遣助成を行うなどの支援を行います
- ウ 地元で開催する全道・全国・国際大会等への開催助成を行います
- エ 各種競技団体が主催する研修会・講習会等の開催への支援を行います

# 用語解説

## 家庭教育(力)

親が子に、言語や生活習慣、コミュニケーション等、生きていく上での技術を身につける援助をすること、またその力。

## 地域教育(力)

地域の人々が自分の住む地域に誇りと愛着を持ち、その中で地域の大人たちが手を携え一体となって様々な取組を行うとともに、子どもたちを健全に育てていく環境を醸成すること、またその力。

## DV(Domestic Violence:ドメスティック・バイオレンスの略)

配偶者やパートナー等の親密な関係にある者から振るわれる、身体的・精神的・性的・経済的暴力のこと。

## 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くための様々な活動のこと。

## インクルーシブ教育 (inclusive:「包括的な」の意)

障がいの有無等の区別や差別をせず包括し、すべての人々が同じ場で共に学ぶことをめざす教育のこと。個別の教育的ニーズを持つ人には、それぞれのニーズに的確に添えていくこととされている。

## ノーマライゼーション(normalization:「正常化」の意)

障がいの有無や年齢等に関わらず、全ての人々がそれぞれ的人格と個性を尊重し合いながら生活する社会の実現をめざす考え方のこと。

## 発達障がい

先天的な様々な要因によって、主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延のこと。このうち、知的障がいを伴わないものは「軽度発達障がい」と言われ、高機能自閉症(アスペルガー症候群)、LD(Learning Disorders:学習障害)、ADHD(Attention Deficit / Hyperactivity Disorder:注意欠陥多動性障害)等がこれにあたる。

## 釧路市男女平等参画推進条例

男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女平等参画社会の実現を図ることを目的とする条例。

### **地域コミュニティ**

地域の住民が生活している場所であり、相互の交流が行われている地域社会のこと。

### **学校支援ボランティア**

家庭・地域・学校が、連携して子どもたちの健やかな成長を図ることを目的に、各分野の専門家や特技を持つ地域の方々に、学校の教育活動に支援（お手伝い）いただく制度。

### **生涯学習人材バンク**

豊富な知識や技術を持つ方々に登録していただき、地域の様々な生涯学習の場で、市民からの要請に応じ、文化・スポーツ活動等の指導者として活動いただく制度。

### **釧路市ファミリーサポート事業**

非行や不登校等、家庭・学校生活に関して問題や悩みを抱える青少年とその保護者に対し、ファミリーサポーターが関係機関・団体等と連携しながら、継続的な支援を行う事業。

### **グローバル化**

国の枠を超え、地球規模で複数の社会が結びつきを強め相互に影響を及ぼし合うこと。

### **生涯学習推進計画(まなびすと・くしろプラン)**

市民が、豊かな個性と生きがいを求め、だれもが、いつでも、どこでも自由に学べ、その成果が適切に評価され、活かされる生涯学習社会の実現をめざし策定された計画。

### **釧路市図書館基本計画**

市がめざす図書館のあり方を明らかにし、市民とともに育む豊かな図書館活動を実現するため、平成21年度に策定された計画。

### **レファレンス**

図書館員が、情報を求める人に対し、調べている事柄の資料の提示や文献探しのお手伝いをする事。

### **自己肯定感**

「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない、価値のある人間だ」と思える心の状態のこと。

# 用語解説

## 動物園基本計画

動物の見せ方の工夫や、市民サポート、企業との連携等、新しい考え方が求められてきている中、平成22年に策定された「いのちとふれあい、いのちをつむぐ」を基本理念とする、今後20年間の動物園の運営指針となる計画。

## マリモ保護管理計画

マリモと阿寒湖の自然をよりよい形で未来に引き継ぐため、適正かつ実効的な保護管理を円滑・継続的に実施するために策定された基本計画。

## 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称をいう。

## AED(Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器)

ヒトが心室細動に陥ったとき、自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック(除細動)を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器のこと。除細動器の一つだが、動作が自動化されているので施術者は医師である必要がない。

## 健康寿命

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間。

## 生活の質(QOL:Quality of Life:クオリティ・オブ・ライフ)

ある人がどれだけ人間らしい生活や、自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念。

## 総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の人々が、それぞれの志向やレベルに合わせて、様々なスポーツに参加できる、地域住民が運営するスポーツクラブ。

## ニュースポーツ

軽スポーツ、やわらかいスポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれ、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主としたスポーツ。

## 釧路市社会教育推進計画 策定委員会委員名簿

部会	委員名	所属または団体名・構成	役割等
1	たまい やすゆき 玉井 康之	北海道教育大学教育学部釧路校 (学識経験者)	部会長
	たかはし 高橋 ひろみ	釧路市男女平等参画審議会 (社会教育関係者)	策定副委員長 副部会長
	あんどう ともおき 安藤 朝興	釧路市連合町内会 (社会教育関係者)	
	しょうぶ だりょうじ 菖蒲田 良次	釧路市小中学校校長会 (学校教育関係者)	
	すみお あつし 住尾 盛	釧路市PTA連合会 (社会教育関係者)	
2	しまだ さとる 島田 覚	阿寒町青少年健全育成連絡協議会 (社会教育関係者)	部会長
	たかの としゆき 高野 敏行	釧路公立大学 (学識経験者)	副部会長
	たなか ちづこ 田中 千鶴子	釧路市女性団体協議会 (社会教育関係者)	
	なかやま みちこ 中山 美知子	釧路家庭生活カウンセラークラブ (家庭教育関係者)	
3	たかはし よしお 高橋 義雄	釧路市文化団体連絡協議会 (社会教育関係者)	部会長
	やました けいこ 山下 恵子	阿寒婦人会 (社会教育関係者)	副部会長
	たまる のりひこ 田丸 典彦	(学識経験者)	策定委員長
4	あだち こういち 足立 功一	釧路市体育協会 (社会教育関係者)	部会長
	きたむら つよし 北村 剛	釧路市体育協会 (社会教育関係者)	副部会長
	こやま れいこ 小山 礼子	音別地区民生委員児童委員協議会 (社会教育関係者)	



## 釧路市社会教育推進計画 策定経過

年月日	場 所	内 容
平成24年 5月30日(水)	釧路市生涯学習センター (まなぼっと幣舞)	<b>【第1回策定委員会】</b> ◆正副委員長の選出 ◆策定に係るスケジュール ◆策定部会とその手順について ◆計画の基本方針について ◆策定部会のメンバーについて
平成24年 6月25～29日	釧路市交流プラザさいわい	<b>【第1回策定部会】</b> ◆部会長・副部会長の選出 ◆「基本方針」の表記について ◆「基本方策」の表記について ◆「基本方策」の表記の順番について
平成24年 8月29～30日	釧路市交流プラザさいわい	<b>【第2回策定部会】</b> ◆第1回策定部会での協議内容確認 ◆「施策の方向」の表記について ◆「具体的な施策」の内容について
平成24年 9月27～28日	釧路市交流プラザさいわい	<b>【第3回策定部会】</b> ◆第2回策定部会での協議内容確認 ◆「基本方針」の最終確認 ◆「基本方策」の最終確認 ◆「施策の方向」の最終確認 ◆「具体的な施策」の最終確認 ◆「現状と課題」の文言整理
平成24年 10月30日(火)	釧路市生涯学習センター (まなぼっと幣舞)	<b>【第2回策定委員会】</b> ◆各部会の検討内容の経緯・結果発表 ◆各部会長から説明 ◆他部会の内容確認
平成24年 11月28～ 12月27日	<b>【パブリックコメント】</b>	
平成25年 1月22日(火)	釧路市生涯学習センター (まなぼっと幣舞)	<b>【第3回策定委員会】</b> ◆意見募集の結果について ◆素案の訂正箇所 ◆策定に係る今後のスケジュール

# 釧路市社会教育推進計画

《平成25～29年度》

平成25年3月

発行 釧路市教育委員会